

株式会社ディーカレットホールディングス

（
自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日
）

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	100,562	流 動 負 債	4,173
現金及び預金	90,051	未払金	3,359
前払費用	1,650	その他	813
未収消費税等	2,501	負 債 合 計	4,173
未収還付法人税等	6,359	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	5,858,356	資本金	100,000
投資その他の資産	5,858,356	資本剰余金	7,622,388
関係会社株式	4,158,356	資本準備金	7,622,388
投資有価証券	1,700,000	利益剰余金	△1,767,642
		その他利益剰余金	△1,767,642
		純 資 産 合 計	5,954,745
資 産 合 計	5,958,918	負 債 純 資 産 合 計	5,958,918

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
移動平均法による原価法

2. 貸借対照表に関する注記
関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 3,090千円

3. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
営業取引以外の取引（販売費及び一般管理費） 12,192千円
営業取引以外の取引（受取利息） 5,309千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 102,790株
A種種類株式 13,770株

5. 税効果会計に関する注記
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
運用については安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品に係るリスク管理体制
資金調達に係る流動性リスク（期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理
当社は、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰りを確認することによって流動性リスクを管理しております。
 - (2) 金融商品の時価等に関する事項
2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、「現金」は注記を省略しており、「預金」「前払費用」「未収消費税等」「未収還付法人税

等」「未払金」「その他債務」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、関係会社株式（貸借対照表計上額4,158,356千円）、投資有価証券（貸借対照表計上額1,700,000千円）は、市場価格がないことから、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ディーカレットDCP	所有 直接100.0%	役員の兼任	子会社従業員 兼務人件費及び 経費の支払	12,192	未払金	3,090
				転換社債型新 株予約権付社 債の引受	1,700,000	投資 有価証券	1,700,000

(注) 転換社債型新株予約権付社債の引受については、双方協議の上、取引条件を決定しています

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	51,087円38銭
(2) 1株当たりの当期純損失	△133円73銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2024年4月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社株式会社ディーカレットDCPの取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2024年4月30日に発行いたしました。

(1) スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社子会社の事業立ち上げや、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保し、以って企業価値の増大を図ることを目的とし、当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の割当日	2024年4月30日
新株予約権の数	971個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	971株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり100,000円
新株予約権の行使期間	自 2029年5月1日 至 2034年4月30日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社子会社取締役 1名 50個 当社子会社従業員 44名 921個

- (注) 1. 行使期間の初日から1年を経過した日の前日までは、割り当てられた新株予約権の個数のうち、5分の1に相当する個数までを行使することができる。
2. 行使期間の初日から1年を経過した日から行使期間の初日から2年を経過した日の前日までは、割り当てられた新株予約権の個数のうち、累積で5分の2に相当する個数までを行使することができる。
3. 行使期間の初日から2年を経過した日から行使期間の初日から3年を経過した日の前日までは、割り当てられた新株予約権の個数のうち、累積で5分の3に相当する個数までを行使することができる。
4. 行使期間の初日から3年を経過した日から行使期間の初日から4年を経過した日の前日までは、割り当てられた新株予約権の個数のうち、累積で5分の4に相当する個数までを行使することができる。
5. 行使期間の初日から4年を経過した日から行使期間の初日から5年を経過した日の前日までは、割り当てられた新株予約権の個数のうち、累積で5分の5（全て）に相当する個数までを行使することができる。
6. 新株予約権者は、租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額1,200万円を超えないよう、割当を受けた本新株予約権の権利行使を行うものとする。
7. 新株予約権者が本新株予約権を行使する場合、新株予約権1個単位で行使するものとし、その一部行使はできないものとする。
8. 新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれの地位をも失った場合には、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部を、当社は当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。但し、定年退職その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合には、この限りでない。
9. 新株予約権者が、当社または当社子会社の就業規則に基づき懲戒処分を受けた場合には、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社は無償で取得することができる。